

項目	内 容	具 体 的 施 策 等
<p>経営者の責務 基本方針</p>	<p>1 経営者の責務 (1) 輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有するものとして全社的な安全性向上の取組みを主導し、企業全体に安全意識の浸透を図る。 (2) 輸送の安全を確保するため、予算の確保、体制の構築等、必要な措置を講ずる。 (3) 経営管理の手法である計画、実施、評価、改善のサイクルの実践により、継続的に輸送の安全性の向上を図るための業務の実施及び管理の状況の適否を常に確認し、必要な改善を行う。 2 わが社の輸送の安全に対する基本的な方針 (1) 全従業員に対して、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させ、その実現のため経営トップが主導的な役割を果たし、全従業員が一丸となって取り組み、安全性の向上を図る (2) 輸送の安全に関する取組状況等の情報について、積極的に公表する。 (3) 安全に対する基本的な方針及びそれに基づく目標・計画を従業員に周知徹底し、コンプライアンス及び安全体制の強化を図る。</p>	<p>具体的揭示事項 1 安全意識の向上…前年度事故件数の80%以上削減</p>
<p>基本的方針 達成の目標・計画</p>	<p>1 目標の設定(2024年度) (1) 交通事故の減少目標：前年度事故件数の80%削減 ア 春の事故防止運転励行 イ 悪天候時の事故防止運転励行 ウ 夏期の健康管理と安全運転 エ 薄暗時の事故防止運転励行 オ 年末年始、ゆとり運転実行 カ 冬道走行の安全運転励行 (2) 輸送の安全に関する投資 ア 最新車両の導入 イ SASスクリーニング検査実施 ウ 外部研修機関による運行管理者及び事故惹起者研修の実施 2 目標達成のための計画 (1) 運行管理体制の充実強化</p>	<p>具体的実施内容 (1) 安全衛生職場会議の開催(毎月) (2) 事故惹起者面談及び事故防止検討会の開催 (3) 健康診断の実施と再検査者の医療機関への推奨促進 (4) デジタコデータのモニタリング (5) ヒヤリハット情報の交換・共有と活用</p>
<p>マネジメントの実施</p>	<p>1 安全マネジメントを的確に実施し、輸送の安全に関する計画の作成、実行、評価及び改善の一連の課程を円滑に進める。 2 安全マネジメントを実施するに当たり、外部関連事業者の支援と協力により安全性の向上に努める。 3 協力会社(傭車先)を利用する営業所は、当該協力会社(傭車先)に対し当社安全マネジメントの方針等の理解を求めるとともに当該協力会社(傭車先)の安全マネジメントへの取組みを啓蒙し実施を求め、可能な限り協力するよう求める。</p>	
<p>事故の発生善後策</p>	<p>1 緊急安全衛生職場会議の開催(安全衛生/購買管理課・事故発生部門が関連部署を招集し、事故原因及び防止対策を立て、実施する。) 2 事故防止検討会の開催</p>	<p>具体的措置 (1) 事故情報を各部門・営業所に速報し、情報の共有化を図る。 (2) 事故原因を究明して防止対策を策定し、各部門・営業所で対策を実施する。</p>
<p>情報公開</p>	<p>1 わが社の輸送の安全に対する基本的な方針を公表すること。 (1) 輸送の安全に関する基本的な方針 (2) 輸送の安全に関する目標及び目標達成状況 (3) 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計 転覆、転落、火災、踏切事故、積載物事故及び死者重傷者数等 2 輸送の安全に係る以下の処分を受けた場合は、その内容、当該処分に基づき講じた措置及びその措置の内容を遅滞なく公表すること。 ア 輸送の安全確保命令 イ 事業改善命令 ウ 輸送施設等の使用停止処分 エ 事業停止処分</p>	<p>具体的公表方法 (1) 事業所内に書面を掲示 (2) 会社ホームページに掲載</p>
<p>記録の管理</p>	<p>1 輸送安全マネジメントの実施状況などを記録・管理する。 2 各取組の実施状況を評価・点検し、改善点の有無を検討する。 3 輸送安全マネジメントの改善点などを次の目標や計画に反映させる。</p>	<p>具体的資料の管理(安全管理規程第18条) ア 事故報告、イ 監査の結果、ウ 安全統括管理者の指示事項 エ 安全衛生職場会議の議事録、オ 各種是正措置、対策等 カ その他の公表事項等</p>